上三 東京リーガルマインド

管理業務主任者

平成30年度 管理業務主任者 全国公開模試 正解·解説冊子

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2018 TOKYO LEGAL MIND K. K., Printed in Japan 無断複製・無断転載等を禁じます。

単二 東京リーガルマインド



/U1810

平成30年度 全国公開模擬試験 管理業務主任者 正解一覧

番号	正解	自己 採点	Ŀ	出題項目	番号	正解	自己 採点	出題項目	
問 1	4		民法・ その他	請負	問26	3		建築·設備	コンクリート
問 2	3		民法・ その他	その他	問27	2		設備系 法令	建築基準法
問3	1		民法・ その他	総合	問28	4		管理実務	標準管理委託 契約書
問 4	2		民法・ その他	その他	問29	3		標準管理 規約	費用の負担
問 5	4		民法・ その他	総合	問30	2		区分 所有法等	管理者
問 6	3		民法・ その他	その他	問31	3		区分 所有法等	管理組合法人
問 7	1		管理実務	標準管理委託 契約書	問32	4		標準管理 規約	総合
問8	1		管理実務	標準管理委託 契約書	問33	2		区分 所有法等	総合
問 9	2		管理実務	標準管理委託 契約書	問34	3		区分 所有法等	共用部分
問10	3		民法・ その他	時効	問35	4		区分 所有法等	復旧・建替え
問11	4		管理実務	滞納対策	問36	2		標準管理 規約	理事会
問12	1		標準管理 規約	会計	問37	1		標準管理 規約	役員
問13	4		標準管理 規約	費用の負担	問38	4		標準管理 規約	複合用途型
問14	1		会計	仕訳	問39	2		区分 所有法等	総合
問15	2		会計	仕訳	問40	1		管理実務	不動産登記法
問16	4		会計	税務	問41	3		建築·設備	アフターサービス
問17	2		設備系 法令	建築基準法	問42	1		区分 所有法等	マンション建替え 円滑化法
問18	3		設備系 法令	建築基準法	問43	1		管理実務	その他
問19	2		設備系 法令	消防法	問44	3		民法 • その他	賃貸借
問20	4		建築·設備	総合	問45	2		民法 • その他	宅建業法
問21	3		建築·設備	断熱	問46	3		適正化法	適正化指針
問22	1		建築·設備	耐震	問47	1		適正化法	管理業務主任者
問23	4		建築·設備	給水	問48	4		適正化法	マンション 管理業者
問24	1		建築·設備	排水	問49	2		適正化法	マンション 管理業者
問25	3		建築·設備	長期修繕計画	問50	1		適正化法	マンション 管理業者

民法・その他法令/請負

- 【問 1】 マンションの管理組合 A が、敷地に別棟の集会所を建築するため、業者 B との間で、請負契約を締結した。この場合に関する次の記述のうち、民法の規定によれば、正しいものはどれか。
- 1 完成した集会所に瑕疵があった場合において、その瑕疵が重要でなく、その修補に過 分の費用を要するときは、業者Bは担保責任を負わない。
- 2 完成した集会所に瑕疵があった場合において、その瑕疵が明白なものであったときは、 業者Bは担保責任を負わない。
- 3 完成した集会所に瑕疵があった場合において、その瑕疵が重大であり建て替えざるを 得ない場合、管理組合Aは、請負契約を解除することができる。
- 4 業者Bが集会所を完成させるまでは、管理組合Aは、いつでも損害を賠償して、請負 契約を解除することができる。

正解 チェック欄		

問 1 民法・その他法令/請負 正解 4

1 誤 仕事の目的物に瑕疵がある場合、注文者は、請負人に対し、相当の期間を定めて、その瑕疵の修補を請求することができる(民法 634 条 1 項本文)。もっとも、瑕疵が重要でない場合において、その修補に過分の費用を要するときは、この限りでない(同条項ただし書)。ただ、このただし書の要件を満たしても、**請負人は損害賠償責任を免れるわけではない**。

参考 18 合格テキスト①p65 (1 編. 9 章. 4. ①)

2 誤 請負人の担保責任は、売主の担保責任とは異なり、瑕疵が隠れていなくても負わなければならない。

参考 18 合格テキスト①p65 (1 編. 9 章. 4)

3 誤 仕事の目的物に瑕疵があり、そのために契約をした目的を達することができないときは、注文者は、契約の解除をすることができる(民法 635 条本文)。もっとも、建物その他の土地の工作物については、この限りでない(同条ただし書)。本間の集会所は、土地の工作物であるから、管理組合Aは、請負契約を解除することはできない。

参考 18 合格テキスト①p65~66 (1 編. 9 章. 4. ③)

4 **正 請負人が仕事を完成しない間は**、注文者は、いつでも損害を賠償して契約の解除をすることができる(民法 641 条)。

参考 18 合格テキスト①p67 (1 編. 9 章. 5. ①)